

飛騨街道「萩原宿」

景観推進地区計画

(※略称＝飛騨街道「萩原宿」景観街づくり計画)



平成23年2月

萩原町商工会

(飛騨街道「萩原宿」景観街づくり協議会)

目 次

1	景観街づくりの目的・理念・基本方針	1
2	景観街づくりの活動区域	2
3	景観特性と景観街づくりの課題	4
4	景観街づくり誘導方針	6
5	景観街づくり誘導基準（建設・色彩・緑化編）	7
6	景観街づくりへの届出対象行為（任意提出）	19
7	景観街づくりの組織	22
8	景観街づくり活動計画	25
9	景観推進地区計画の変更手順	29

飛驒街道「萩原宿」景観推進地区

1 景観街づくりの目的・理念・基本方針

(1) 景観街づくりの目的

下呂市萩原町においては、近年郊外型大型店が相次いで出店し、本来中心的役割を果たすべき街中の発展が阻害され衰退の一途をたどっている現状ですが、今後、萩原街区を縦断する古来からの主要道「飛驒街道」の宿場町に商店や市街地が発展してきたという原点に立ち返り、飛驒街道「萩原宿」としての魅力づくりを行っていくことを目的とし、景観街づくりを主体とした、飛驒街道「萩原宿」の景観の保全と新たな創出を目指し、行政、事業者、そして地区住民を巻き込んだ事業の実施を計画的かつ継続的に進めていくこととします。

(2) 景観街づくりの理念と基本方針

飛驒街道「萩原宿」の景観街づくりの理念及び基本方針の設定については、萩原町観光ビジョン「いきいきタウン萩原」（平成23年1月萩原町商工会策定）を踏襲します。

景観街づくりの理念

魅力ある商業集積地の創造・郡都としての再生
美しい景色を磨き、創り出す！

景観街づくりの基本方針

- ① 小さくとも本物づくり・萩原町らしさにこだわり「不易流行」を基本とする。
- ② 学んでもそっくりマネをせず、地球規模の「温故知新」で知恵を出す。
- ③ 他業種、他分野とも密接な連携を図り、二人三脚・三人四脚で「共存共栄」を図る。
- ④ 自分自身が汗をかき、幅広い人々の参加を得ながらの「自立自走」を基本とする。

飛騨街道「萩原宿」景観推進地区

2 景観街づくりの活動区域

飛騨街道「萩原宿」景観推進地区（平成23年2月1日下呂市指定）の区域を本計画の活動対象区域とします。

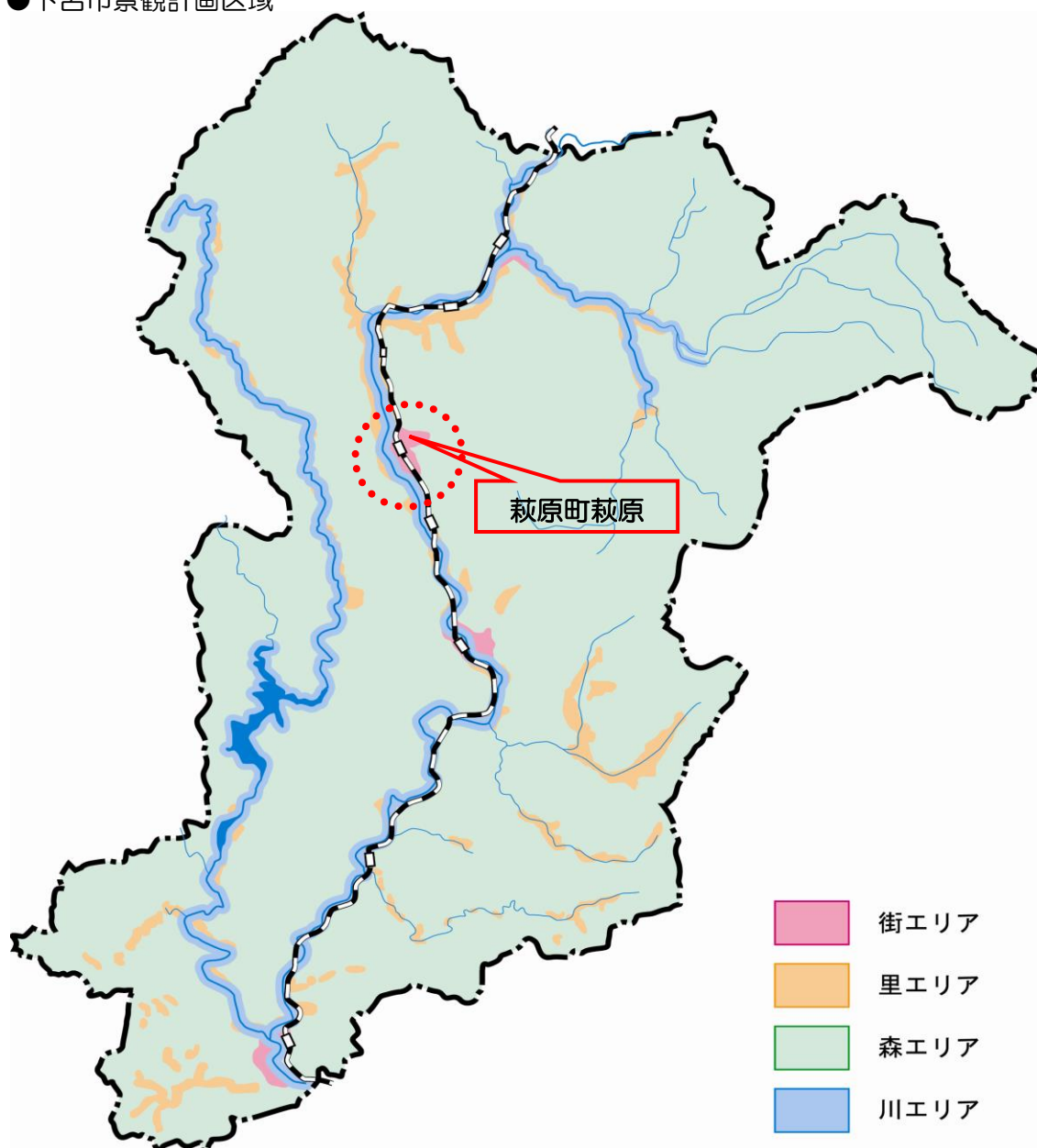
下呂市萩原町 萩原中区内の下呂市道「萩原本町線」沿線

起 点 萩原町萩原字東町 1361-1

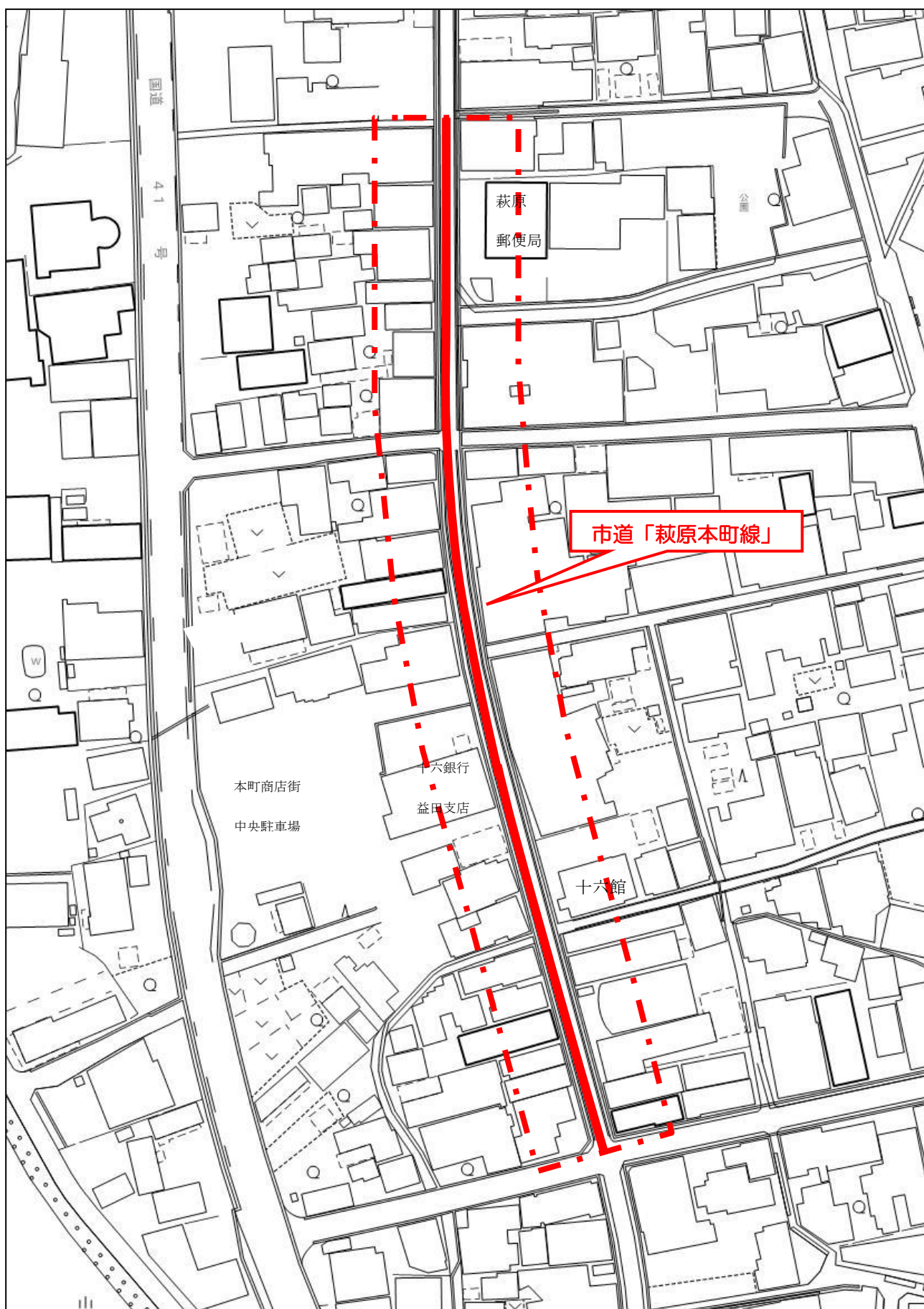
終 点 萩原町萩原字町頭 1297-4

※道路中心より両側20mの区域

●下呂市景観計画区域



飛騨街道「萩原宿」景観推進地区指定区域図



飛騨街道「萩原宿」景観推進地区

3 景観特性と景観街づくりの課題

① 景観特性

○旧飛騨街道沿いには、歴史的な趣を有する街並みが残されています。



○旧飛騨街道を有する商店街では天領朝市などのイベント開催や、街道の玄関口に木戸風の門（アーケード）を設置し、旧街道の歴史を活かした街づくりが進められています。



○旧街道沿いの店舗や住宅の新築や改築、路地裏、看板等も街道らしい景観に配慮されています。



② 景観街づくりの課題

○町屋造りの建物前面を覆い隠した改築や、むき出しの鉄骨支柱等が街道景観を阻害しています。



○街道景観にそぐわないブロック塀や看板、モニュメントなどが点在しています。



○標識や支柱、街路灯、附属設備などの細かい構造物は景観に配慮したものになっていません。



飛騨街道「萩原宿」景観推進地区

4 景観街づくり誘導方針

飛騨街道「萩原宿」景観推進地区内の景観街づくり誘導方針については、下呂市景観計画（平成20年3月31日下呂市告示）の街の誘導方針を踏襲することとします。

① 景観街づくりコンセプト

人を迎え、もてなす街の景観

② 景観街づくり誘導方針

項 目	方 針
建 築 物	○商店街は賑わいの持てる美しい建築物による景観づくりに配慮します。
工 作 物	○旧街道沿いなどでは、歴史的な街並みとの調和に配慮した配置や規模、デザイン、色彩とします。
外 構	○中高層建築物は、周辺の景観への影響が大きいことから、色彩やデザインに十分に配慮するとともに、街を往来する人々に圧迫感をあたえない配置や規模とします。
看 板 等	○街並みの連続性に配慮するとともに、自然素材の活用や緑化などにより、豊かな景観をつくりだすよう配慮します。
道 路	○広告物や案内サイン等は、できる限り集約化し、目的に応じて効果が最大限発揮できる位置に設置するとともに、簡素で分かりやすいデザインとし、目立ちすぎにより街並みの景観を乱さないよう配慮します。
	○案内サインは、隣接して乱雑な案内サインが設置されないよう配慮します。
	○舗装や道路付属物の素材や色彩は、歴史的な街並みや賑わいのある街並みなど、地域性を考慮したものとしします。

飛騨街道「萩原宿」景観推進地区

5 景観街づくり誘導基準(建設・色彩・緑化編)

飛騨街道「萩原宿」景観推進地区内の景観街づくり誘導基準については、下呂市景観計画（平成20年3月31日下呂市告示）の景観形成誘導指針を遵守するとともに、飛騨街道「萩原宿」としての景観特性を活かした景観街づくりの誘導基準とします。

(1) 建設編

建設編においては「建築物」「工作物」「道路等」について、誘導基準を設定しています。

建築物

位置・形態・意匠

- 旧街道沿いの建築物は、前面道路に対して壁面線の統一を行うなど、周辺の街並みとの調和に配慮します。
- 高層建築物は、道路との接地面を後退したり、低層部に対して中高層部を後退するなど、圧迫感を軽減するよう配慮します。
- 敷地にゆとりがない場合は、外壁の一部や角地の後退、ピロティ（1階部の空間）の設置等により、道路前面に対してゆとりやうるおいを演出するよう配慮します。
- 勾配屋根を設置するなど、周辺の自然環境と調和したデザインとなるよう配慮します。
- 旧街道沿いなどでは、伝統的な工法を採用し、格子窓を設置するなど歴史的な街並みとの調和に配慮したデザインとします。
- 中高層建築物や間口の長い建築物については、単調な表情とならないようにデザインに配慮します。

■ 事例



町屋づくりの風格ある建築物（天領酒造）



古民家の前面を再生した建築物（かつぶん）

■ 事例



店先前面部を街並みに配慮（正華堂）



新築時に街並み景観に配慮（若松屋）



旧十六銀行の面影を残す土蔵風の建物（十六銀行）



周辺の白壁の建築物に配慮した住宅（戸谷邸）



景観に配慮した公共建築（消防車庫）



昔ながらの町屋（今井邸）



厳かな風格ある住宅（松山邸）



空店舗活活子（湯之街ギャラリー）



トイレ（下呂温泉湯之島宿）



景観に配慮した車庫（羽根街道）

素 材

- 地域の産業及び風土に配慮するとともに、地域産業の振興にも資する素材の活用に努めます。
- 外壁や屋根等の素材は、汚れが目立たないものや退色しにくいものなど、美観の持続性を考慮した素材を使用するよう配慮します。
- 自然石のように時間の経過により味わいが出てくるものを使用するよう努めます。
- 耐久性や維持管理に優れた素材の活用など、美観の持続性を考慮した素材を使用するよう配慮します。

■ 事 例



旧街道らしさを表現する板塀や鎧張り（今井邸）



歴史的な建築物の白壁や屋根瓦（十六館）



窓を覆う格子や漆喰調の壁、塀などの素材に配慮し街道景観の形成に寄与しています。



真壁、切妻造りの素材に配慮（今井邸）



路地裏の酒蔵も素材に配慮（天領酒造）

擁壁・塀・車庫・水路等

- 切土や盛土により生じる擁壁高さに配慮するとともに、単調なコンクリートが露出したものは避け、石積みや緑化、地域産材の活用などにより修景を施すよう配慮します。
- 街中の水路では、単調なコンクリート張りは避け、構造や形態及び意匠の工夫や自然素材を用いることにより、生態系の保全、周辺の景観との調和、親水性の確保に配慮します。
- 門や塀は、特に歴史的な街並みに調和した位置、形態、デザインとする必要があり、鎧張りなどの格調高いものとするよう配慮します。
- 車庫、倉庫等の附属施設の位置、形態、デザイン及び素材は、建築物本体と一体感を持たせるとともに、周辺の街並みや自然環境との調和に配慮します。

■ 事 例



昔ながらの石積の水路（中区内）



趣のある自然石等を活用した石塀（大和前）



飛騨街道の街並みに調和した位置、形態、デザインとなっている木塀



街道から見える空間の改修を行い景観に配慮（住宅の壁・駐車場等）

電柱・街路灯・看板・附属設備等

- 電柱は、道路空間から目立たないように、また歩行空間の支障とならないよう、宅地内に設置するなど、設置位置に配慮します。
- 街路灯のデザインは、周辺の街並みとの調和を図るなど、地域特性に配慮します。
- 歴史的な街並みが残された地域では、電線類の地中化など無電柱化の検討を行い、地中化を行う場合は、地上に設置されるトランス等の形状や設置位置についても配慮します。
- 看板などは、目的に応じて効果を最大限発揮できる位置に設置するとともに、デザインの標準化を図り、地域や沿線の統一性に配慮します。また、自然素材を活用するなど、周辺の景観との調和や地域特性に配慮します。
- 給水管やダクトなどは、外壁面に露出させないように設置します。また、電気設備や室外機は目立たないように位置や修景に配慮します。

■ 事 例



電柱及び街路灯、鉄柱（看板の鉄柱も含む）の設置位置や色彩について街並み景観に配慮



街路灯、トラ柵、案内標識等についても飛騨街道をイメージさせる物を設置し景観に配慮



単色の壁にポイントを施したり、屋外の空調設備を覆い隠すなどにより街並み景観に配慮

道 路 等

舗装・防護柵・標識・信号等

- 周辺の景観との調和に配慮し、舗装のみが目立ちすぎないようにします。
- 歴史的な街並みが残された地域では、落ち着いた色持たせた配色の舗装材を使用するなど、周辺の街並みとの調和を図るなど、地域特性に配慮します。
- 景観に調和しつつも、歩行環境にふさわしい歩きやすい舗装材を用いるよう配慮します。
- 歩車共存道路では、車道と路肩の舗装材に変化を持たせることで、歩行者の安全を確保するとともに、道路の線形自体を印象づけることに配慮します。
- 防護柵は、安全性に支障がない範囲内で、目立たないデザイン等とするよう配慮します。
- 信号機や照明柱、標識柱の集約化を図り、支柱を削減するよう配慮します。
- 複数の案内標識や交通規制標識等が近接する場合は、標識の効果を損なわない範囲で整理統合を図り、煩雑にならないよう配慮します。

■ 事 例



周辺の街並と調和する舗装色や、石畳みや石張りの素材活用により景観に配慮



自然素材や透過性の高い防護柵や転落防止柵等の使用により街並み景観との調和を図る



安全ポール信号、道路標識等についても街並み景観に調和する形態や色彩を使用

(2) 色 彩 編

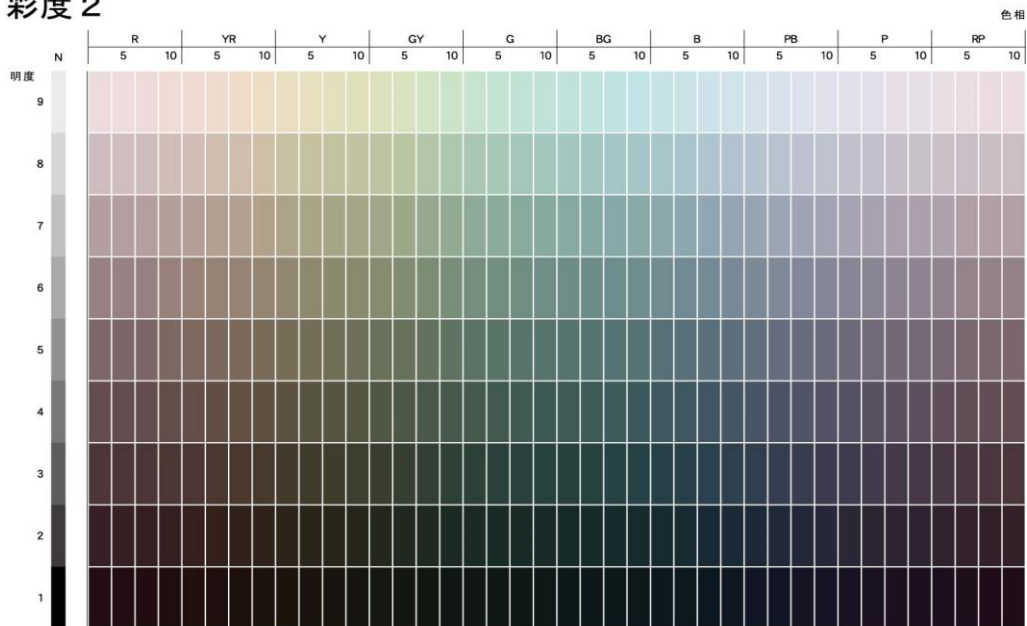
色彩編においては「建築物」「工作物」「看板等」について、誘導基準を設定しています。

なお、色彩誘導に対しての明確な色指定等はありません。

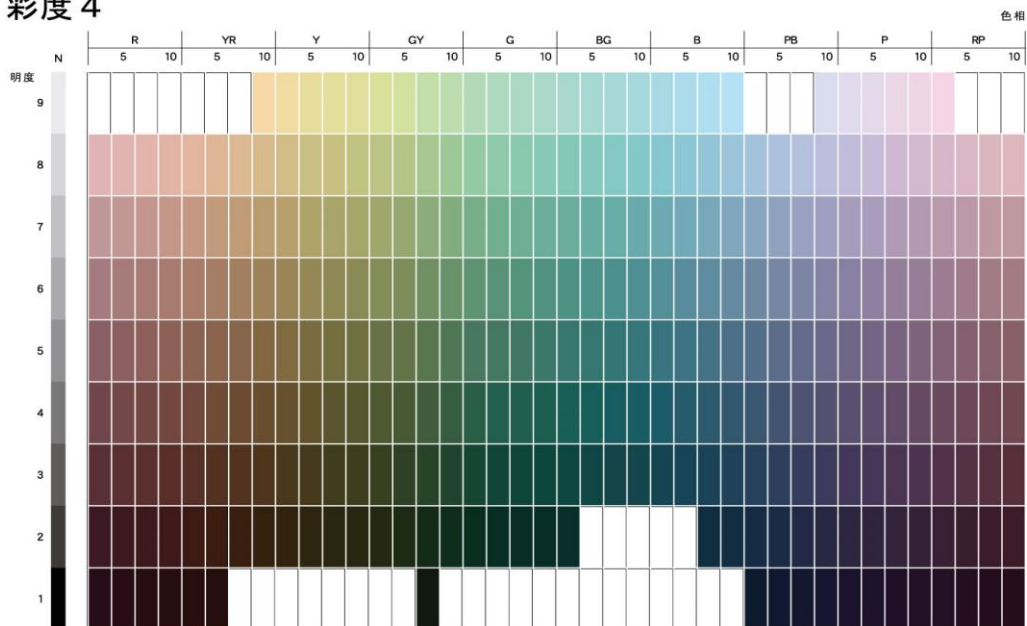
※マンセル表記（参考）

マンセル表記とは、赤や青、緑といった色味の違いを表す「色相」と、明るさを表す「明度」、鮮やかさを表す「彩度」といった色の三属性で個々の色を表現する方法です。「彩度」を低くすることで、落ち着いたある景観をつくることができます。 ＊下記の彩度は参考例です。

彩度 2



彩度 4



建築物

- 旧街道沿いなど歴史的な街並みでは、周辺の街並みと調和した色彩を用いて連続した街並みが形成されるよう配慮するとともに、勾配屋根等の有する美しさを表現するよう配慮します。
- 外壁や屋根等の色彩は、広い面積にわたって高彩度色を使用することを避け、周辺の街並みや自然環境と調和した落ち着いた色とするよう配慮します。
- 建築物が目立ちすぎないように屋根や壁面は低彩度色を基調とし、高彩度色を使用する場合はアクセント程度にとどめるよう配慮します。中高層建築物や間口の長い建築物については、同一の色相により一体感を創出するとともに、彩度や明度に変化をもたせ、単調な表情とならないよう配慮します。

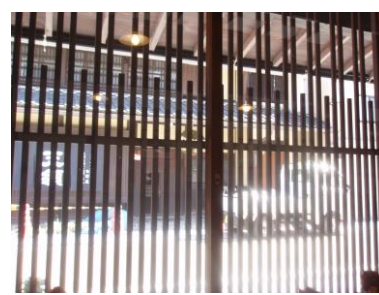
■ 事例



街道沿いの町屋造りの建築物の色彩（今井邸）



土蔵風の建築物の色彩（消防車庫）



外壁や瓦、格子等に自然色に近い色彩を使用し周辺の景観と調和を図る



大規模な中高層建築物は周辺の景観との調和に配慮した色彩や、単色塗装を行わないよう景観に配慮

工 作 物 等

- 色相は、周辺の街並みや自然景観と調和したものとするとともに、彩度の高いものはアクセント程度にとどめ、落ち着いた色彩となるよう配慮します。
- 土木構造物の色彩は、周辺の街並と調和を図るとともに、背景色にとけ込んだ目立たない色とするよう配慮します。
- 明度を低くし、周辺の街並みととけ込んだ目立たない色となるよう配慮します。

■ 事 例

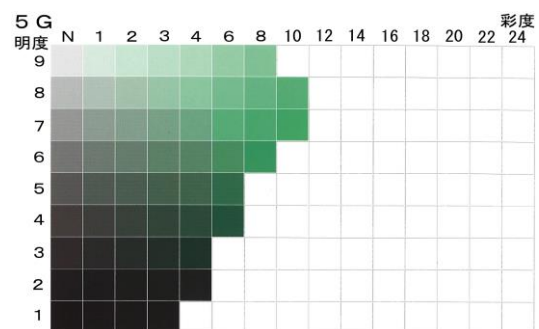
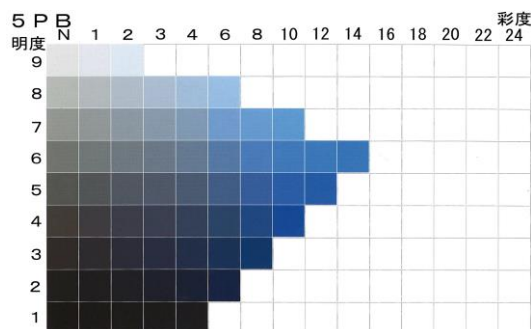
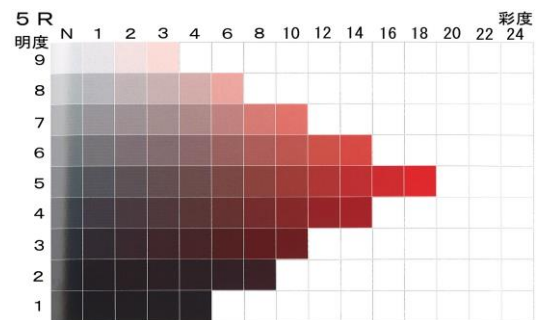
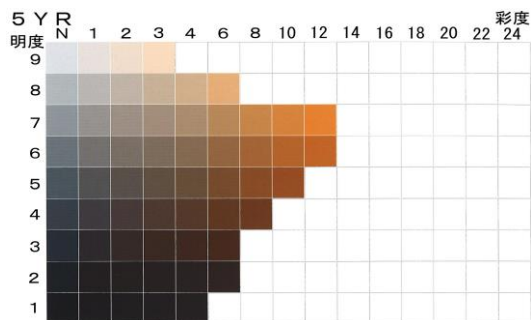


防音壁やトランス、ガード柵やガードレールを明度の低い茶系の色で塗装し景観に配慮



無線塔等の鉄柱部や付帯設備を明度の低い色彩に塗装し景観に配慮

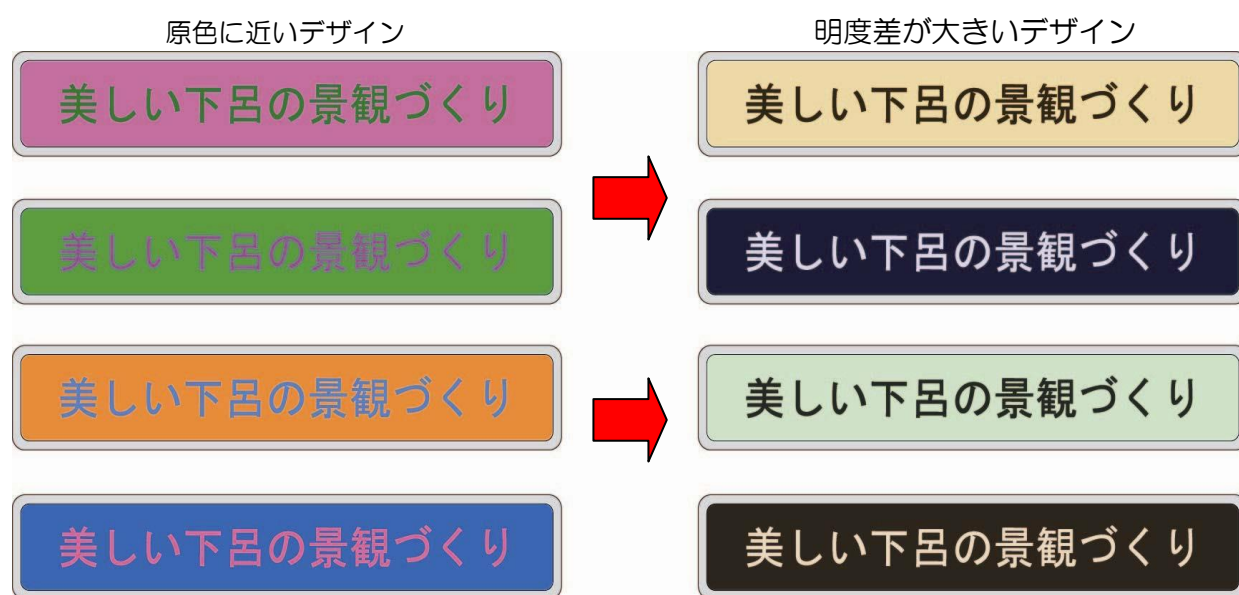
※マンセル表記（参考）



看板等

- 案内サインや広告物の文字や下地の色、サインの素材や支柱等は、周辺の街並みと調和した落ち着いた色とするよう配慮します。
- 文字や下地は極端に異なる色相によって表現するのではなく、明度差を活用した表現とするよう配慮します。
- 公共案内サインは、色彩やピクトグラム※¹の標準化を図り、地域や沿線の統一性に配慮します。
- 広告物や案内サインの支柱や素材の色彩も、周辺の街並みや自然環境と調和した落ち着いた景観を形成するよう配慮します。

■ 事例



原色に近い下地と文字の組み合わせは、案内サインや広告物そのものが目立ちすぎ、良好な景観の形成に支障をきたすおそれがあります。

明度差による下地と文字の組み合わせは、周辺の環境と調和した落ち着いた表現とすることができます。



明度の低い色彩を下地に活用（下呂温泉）



旧街道にマッチする店舗表示看板（今井醸造）



地域内を案内するメイン看板、歴史的な史実を掲示する看等は格調高い意匠・形態により景観に配慮



モニュメント風、切文字の活用、案内看板の集合化等により景観に配慮

■ ピクトグラム

ピクトグラム（絵文字）は、一見してその内容を理解でき、日本語のわからない人にも情報を伝えられるなど、年齢や国籍を問わない情報手段として使用されています。

平成14年には、104項目が案内用図記号としてJIS化され、不特定多数の人が利用する施設等の案内表記には、積極的に使用することが推奨されています。

【ピクトグラムの例】



案内図



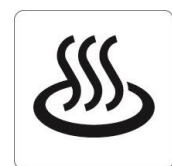
お手洗い



ホテル／宿泊施設



展望地／景勝地



温泉



タクシー／タクシー
のりば



火気厳禁



遊泳禁止



滑面注意



静かに

(3) 緑化編

緑化編においては「沿道・外構等」について、誘導基準を設定しています。

沿道・外溝等

- 沿道植生の適正な管理や植栽により、特色のある街道づくりを行います。
- 歴史、風土に根ざした植生を選定し四季の移ろいを感じることができる景観に配慮します。
- 歩車道の境界や擁壁の前面等に緑化又は花等の植栽、法面緑化や擁壁にツタをはわせるなど、圧迫感の軽減や周辺の環境との調和を図ります。
- 生垣には、地域の自然や歴史、風土にあった樹種を選ぶとともに、連続した生垣による街並み景観をつくることに配慮します。
- 庭に緑化を行う場合は、透過性のある柵などにより道路から緑が見えるように配慮します。
- 建築物や敷地の内部からだけでなく、道路からの眺めやオープンガーデンの視点を考慮するなど、公共性に配慮した庭づくりに努めます。

■ 事 例



植栽による連続性のある生垣、石積上部の植栽等により景観に配慮



住宅の前面部や中庭に植栽・植樹帯を設置し景観に配慮



生垣への緑化、塀や壁と道路の設置面に植栽帯を設置し景観に配慮

飛騨街道「萩原宿」景観推進地区

6 景観街づくりへの届出対象行為（任意提出）

市景観条例に基づく届出行為のほか、飛騨街道「萩原宿」景観推進地区内にて、次の行為を行う場合は、事前に景観街づくり協議会への届出を受け、景観推進地区計画に遵守しているか適合の審査を行います。（任意での届出となりますが極力提出いただくよう協力いただきます。）

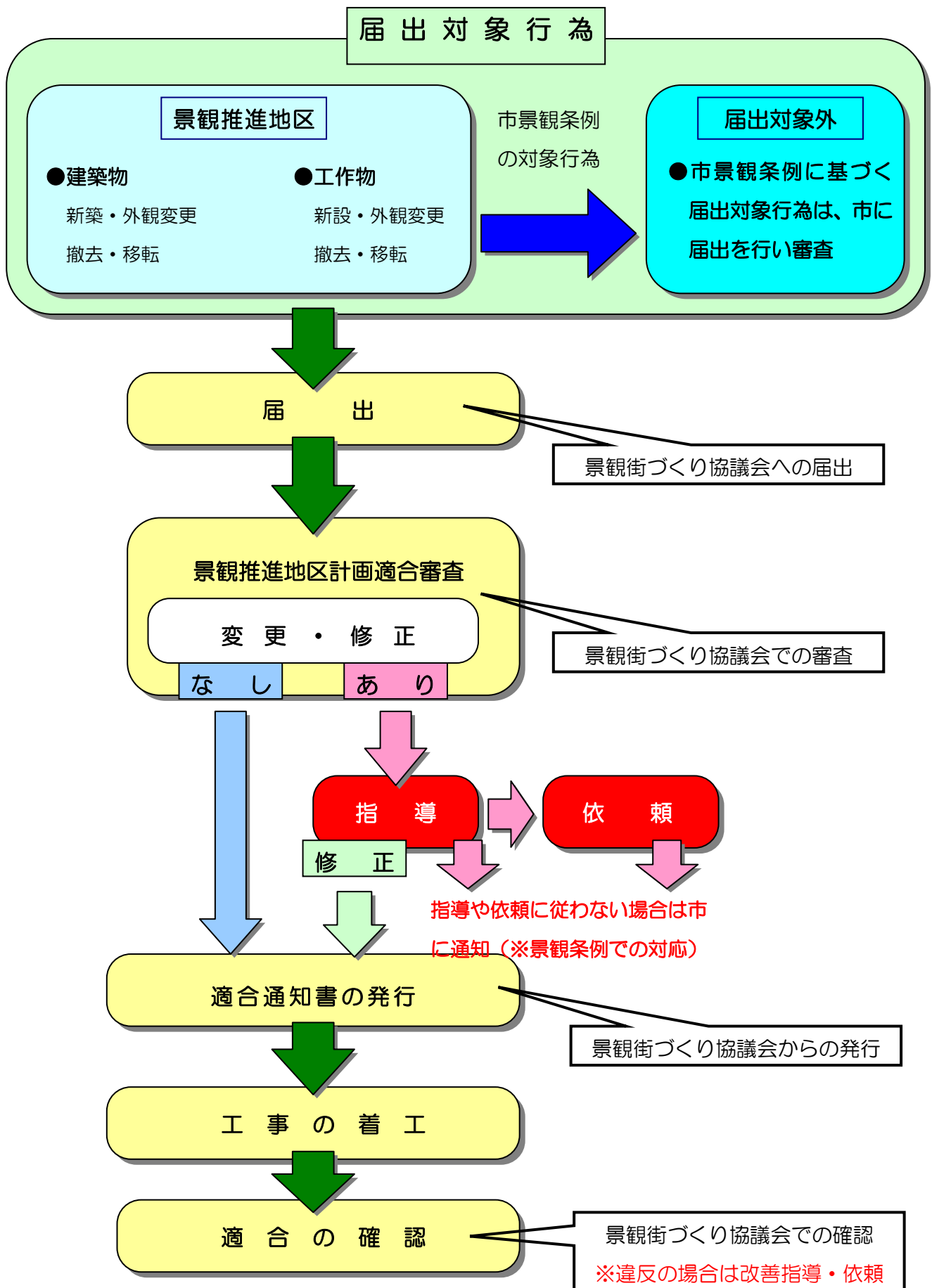
協議会へ届出を要する行為（任意）

種 類	行 為	内 容 等
建 築 物	新 築	○延べ床面積 100 ㎡以上
	外観変更	○延べ外観面積 10 ㎡以上
	撤去・移転	○延べ床面積 100 ㎡以上
工 作 物	新 設	○高さ 1 m以上
	外観変更	○高さ 1 m以上
	撤去・移転	○高さ 1 m以上

下呂市へ届出を要する行為（必須）

種 類	行 為	規 模 等
建 築 物	新築、移転	○延べ床面積 1,000 ㎡以上 ※2以上の建築物で、利用目的・形態や物理的形状が一体と認められる場合は、その合計面積を対象とする ○高さ 15m以上
	増 築	○500 ㎡以上 ※延べ床面積 1,000 ㎡以上、又は高さ 15m以上の建築物に限る（増築後に当該規模となるものを含む）
	外観の変更	○外観の 1/2 以上 ※延べ床面積 1,000㎡以上、又は高さ 15m以上の建築物に限る
工 作 物	新設、増築 改築、移転	○高さ 15m以上
	外観の変更	○外観の 1/2 以上 ※高さ 15m以上に限る
そ の 他		○景観審議会の意見を聴いた上で、景観の形成に支障を及ぼすおそれがあると市長が認める行為

●届出及び適合審査の流れ



※届出（適合通知）様式

年 月 日

飛騨街道「萩原宿」景観推進地区 行 為 の 届 出 書

飛騨街道「萩原宿」景観街づくり協議会長 様
(萩 原 町 商 工 会)

住 所
氏 名 印
連絡先

飛騨街道「萩原宿」景観推進地区内にて次の行為を行いますので関係書類を添えて届出ます。

行為の場所				
行為の内容	建築物	新築・新設	延べ床面積	m ²
			高さ	m
	工作物	外観変更	延べ外観面積	m ²
			高さ	m
		撤去・移転	撤去面積	m ²
			高さ	m
行為の用途				
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
添付書類	1. 現況写真 2. 配置図及び立面図（1/100 程度） ＊新築・新設及び外観変更の場合は色見本を添付のこと			

上記の届出行為は、飛騨街道「萩原宿」景観推進地区計画に

・ 適 合 ・ 不 適 合 していますので通知します。

年 月 日

飛騨街道「萩原宿」景観街づくり協議会長 印

※不適合の場合は、協議会からの修正指導及び修正依頼を行います。

飛騨街道「萩原宿」景観推進地区

7 景観街づくりの組織

萩原町商工会が下呂市より市景観条例に基づく景観推進協議会の認定（平成 23 年 2 月 4 日）を受けていますが、地域住民が主体となって飛騨街道「萩原宿」の景観街づくりを進めていくため、下記協議会を設置し、地区計画の策定及び変更、景観街づくり活動を計画的に実施していきます。

飛騨街道「萩原宿」景観街づくり協議会

○会 長＝ ○副会長＝ ●事務局＝萩原町商工会

No.	氏 名	業種・店名等	No.	氏 名	業種・店名等
1			15		
2			16		
3			17		
4			18		
5			19		
6			20		
7			21		
8			22		
9			23		
10			24		
11			25		
12			26		
13			27		
14			28		

※ :個人情報につき、非公開。

飛騨街道「萩原宿」景観街づくり協議会 規約

(目 的)

第1条 この協議会は、下呂市萩原町中区における飛騨街道「萩原宿」の景観保全と新たな創出を目指すとともに、美しい景観街づくりに寄与する活動を行うことを目的とする。

(名称及び場所)

第2条 この協議会は、飛騨街道「萩原宿」景観街づくり協議会と称し、事務所を萩原町商工会に置く。

(事 業)

第3条 この協議会は、第1条の目的達成するため、次の事業を行う。

- 1 飛騨街道「萩原宿」景観推進地区計画の策定及び変更に関すること
- 2 飛騨街道「萩原宿」景観推進地区計画に基づいた事業の実施
- 3 行為の届出に対する受付及び適合審査
- 4 その他、目的達成のため必要なこと。

(協議会員の資格)

第4条 この協議会は、次の者をもって構成する。

- 1 萩原町中区内の地区住民
- 2 萩原町中区内の利害関係者等
- 3 その他、当協議会の目的に賛同及び活動に参画する者で、役員会で承認を得た者

(役 員)

第5条 この協議会に、次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 役員 10名以内
- 4 監事 2名
- 5 庶務会計 1名

(役員を選任)

第6条 役員は、総会において選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、日常の業務を処理し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- 3 役員は、業務を執行する。
- 4 監事は、業務及び会計を監査する。
- 5 庶務会計は、会計経理及び事務処理を行う。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 補欠のため就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問、参与及び特別会員)

第9条 この協議会に、顧問、参与及び特別会員をおくことができる。

2 顧問、参与及び特別会員（以下「顧問等」）は役員会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問等は役員会・総会に出席して諮問に答えたり、意見を述べることができる。

(会 議)

第10条 この協議会の会議は、役員会及び総会とし、会長がする招集するとともに、議長は会長又は会長が指名する役員が行う。

(総 会)

第11条 定例総会は毎年1回とし、臨時総会は、会長が必要と認めたときに招集する。ただし、総会は役員総会とする。

(役員会)

第12条 役員会は審議事項がある場合、その都度開催する。

(総会において審議する事項)

第13条 総会において審議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 規約の変更

(2) 予算及び決算

(3) その他、会長が必要と認めた事項

(役員会において審議する事項)

第14条 役員会において審議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 総会に附すべき事項

(2) 事業の執行に関する事項

(3) その他会長が必要と認める事項

2 臨時緊急を要する事項で総会を召集することができないときは、役員会において専決処理することができる。

3 前項の規定にて専決処分したときは、次の総会に報告・承認を得なければならない。

(会 計)

第15条 この協議会の経費は、協議会費・補助金・寄付金等をもってあてる。

第16条 この協議会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補 足)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な細則は役員会において別途定める。

※附 則

1 この協議会の規約は、平成23年2月4日から施行する。

飛騨街道「萩原宿」景観推進地区

8 景観街づくり活動計画

景観推進地区計画を実効性のあるものとするため、また将来の飛騨街道「萩原宿」の景観形成に関する方向性、また住民や事業者の参画の仕組みを創りあげていくため、以下の活動計画を定め実践し美しい景観街づくりを勧めます。

●飛騨街道「萩原宿」景観街づくり協議会の活動

萩原町街区を縦断する旧街道「飛騨街道」全域において実施される、下記の基本施策に基づいた事業とも連携し「飛騨街道「萩原宿」の美しい街並み景観」景観計画に基づいた良好な景観づくりへの理解と関心を高めるため啓発と広報に努めます。

【活動内容】

- ① 指定地区住民、関係者等への景観推進地区計画の遵守、徹底
- ② 景観街づくり活動の内外に向けたPR
- ③ 届出行為（任意）に対する審査（アドバイスも含む）
- ④ 萩原町観光ビジョンと連携した景観街づくり事業の実施

① 指定地区住民、関係者等への景観推進地区計画の遵守、徹底

指定地区内の住民や関係者等への地区計画の普及推進を行うため下記の活動を実施

- ・建築物や工作物についての景観街づくりの詳細な基準となる「ガイドライン」の策定と普及
- ・景観街づくりについての勉強会の開催や先進地域への視察研修等
- ・市内の飛騨街道を有する地域との情報交換、交流、事業連携等

② 景観街づくり活動の内外に向けたPR

当協議会の活動を内外に大きくPRをはかるため、下記の取り組みを実施

- ・ホームページ等（各店舗・個人も含む）での飛騨街道「萩原宿」の街並みや活動をPR
- ・各メディアへの情報提供及びパンフレット、広報誌、商工会便り等での活動PR

③ 届出行為（任意）に対する審査（アドバイスも含む）

指定区域内で行われる行為に対する届出に対し、地区計画に遵守しているかの適合審査を行います。また、適合しない場合の変更指導及び依頼を行います。

※任意の提出ですが普及に努めるとともに、届出前の事前協議等での指導も徹底していきます。

④萩原町観光ビジョンと連携した景観街づくり事業の実施

萩原町街区を縦断する旧街道「飛騨街道」全域において実施される、下記の基本施策に基づいた事業とも連携し「飛騨街道「萩原宿」の美しい街並み景観づくりを進めます。

【萩原観光ビジョン基本施策】 美しい景色を磨き、創り出す！

【事業内容】

- ①景観の向上を図る地区の指定と建築デザインガイドの作成
- ②萩原商店街の格調高い“玄関”と街並みづくり
- ③秋には萩の花が咲きこぼれるまちづくり

①景観の向上を図る地区の指定と建築デザインガイドの作成

下呂市景観条例に基づく「景観推進地区」の指定を行うとともに、萩原町らしさ・美しさの創出を行うためのモデルとなるような景観整備を着実に進めるため「建築デザインガイドを作成し、それに基づいてゆっくりと萩原町らしい景観を創り上げていくことにします。

②萩原商店街の格調高い“玄関”と街並みづくり

木戸を設置したところを町の中心地への“玄関”と位置づけ、その玄関廻りを和風で、風格ある佇まいに修景していくことを目指します。

※飛騨街道「萩原宿」建築デザインガイドに基づく“玄関”と街並みづくり。



③秋には萩の花が咲きこぼれるまちづくり

萩原町という町名の“原点”に戻って、町名に相応しく、かつ全国の人に容易に「ここが萩原町」と理解・堪能・満足していただけるよう下記の「萩の花」が咲きこぼれるまちづくりを進めます。

- ア.“玄関”で印象的に咲かすこと
- イ.萩の名所を創る(例、お諏訪様、皇樹の杜等)
- ウ.商店街で鉢植えの萩を飾る
- エ.公共施設の修景木として萩を多用する
- オ.各家庭で植えてもらう



※その他

天領朝市をはじめとするイベント等のソフト事業の開催においても、飛騨街道「萩原宿」の景観的要素を活かした事業展開を進めます。

※活動紹介（参考）

○飛騨街道「萩原宿」ホームページ

URL = <http://www.hagichan.jp/>

検索サイトでは・・・検索キーワード ⇒ 「飛騨街道萩原宿 萩ちゃん」 ⇒ 検 索



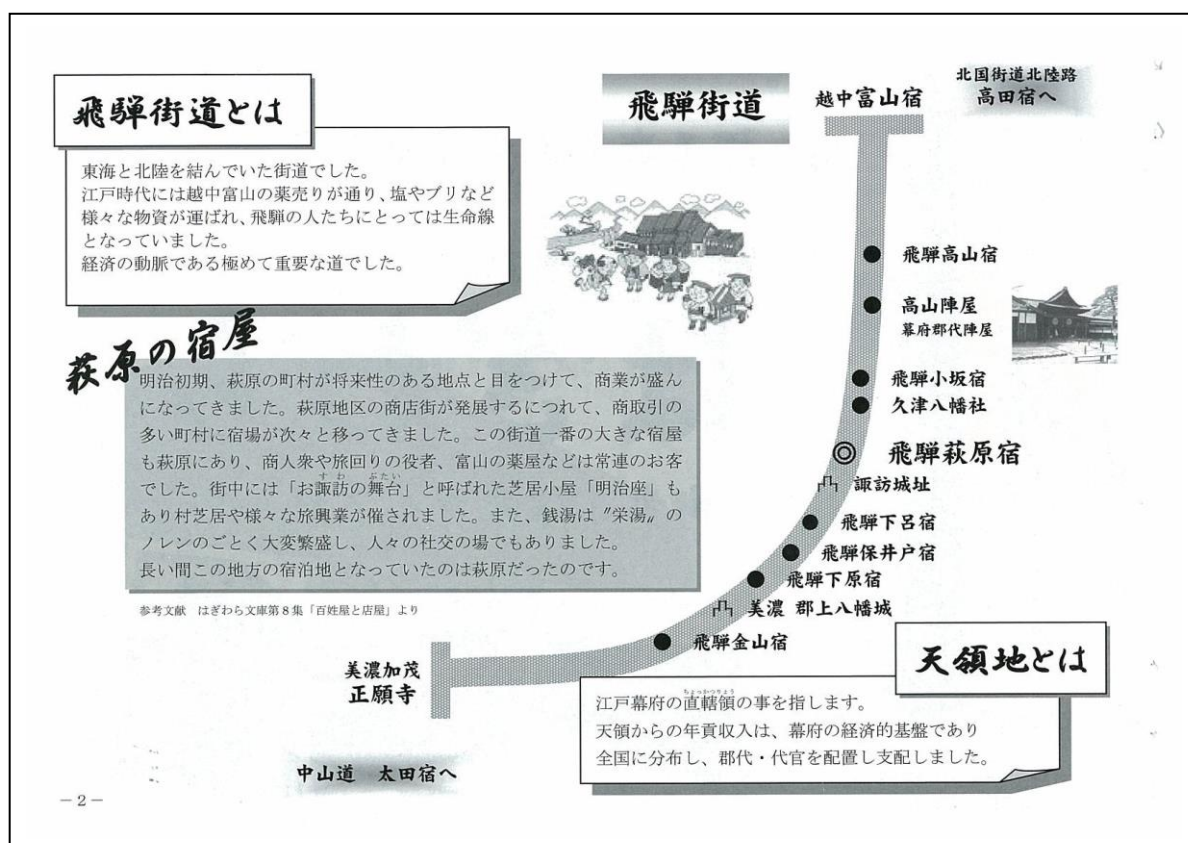
○飛騨街道「萩原宿」PRパンフレット



○飛驒の天領地「はぎわら」街歩き探索ガイドMAP



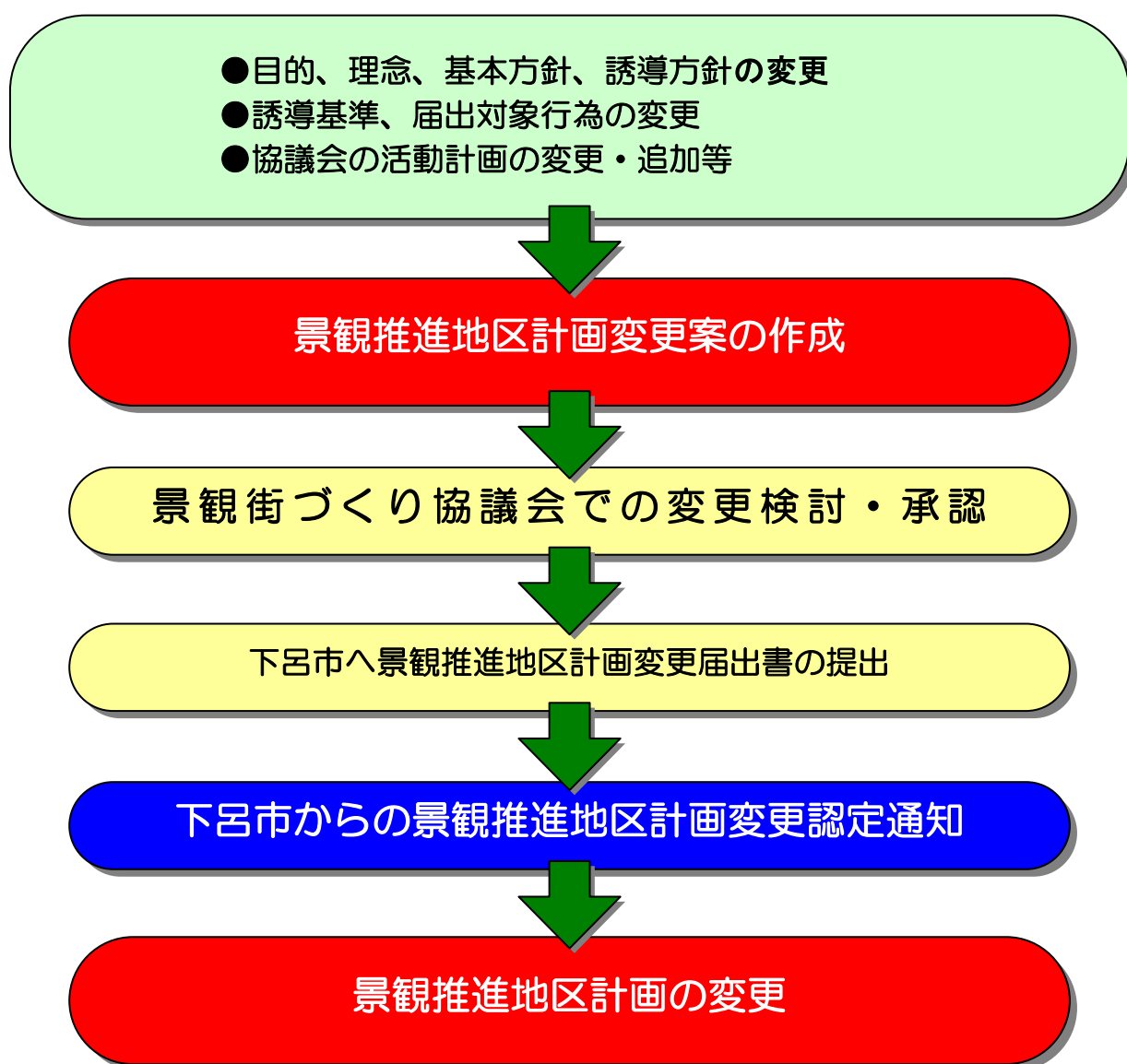
※飛驒街道とは・・・



飛騨街道「萩原宿」景観推進地区

9 景観推進地区計画の変更手順

本計画に定められた、目的、理念、基本方針、誘導方針、または、誘導基準や届出対象行為などの変更を行う場合は、下記の手順により、速やかに景観推進地区計画の変更を行います。



※景観推進地区計画の解除においても同様の手順とする。

萩原町商工会
飛騨街道「萩原宿」景観街づくり協議会

住 所：〒509-2595

岐阜県下呂市萩原町萩原 1164-24

電 話：0676-52-2500 F a x：0576-52-3154